



23生畜第2277号  
平成24年2月3日

東北農政局生産部長 殿  
関東農政局生産部長 殿

生産局畜産部畜産振興課長  
農産部穀物課長

### 平成23年産稲から生じる稲わらの取扱いに関する周知徹底について

平成23年産稲から生じる稲わらについては、「原子力発電所事故後に作付けされた夏作飼料作物の流通・利用の自粛及びその解除について」（平成23年8月19日付け23生畜第1212号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長通知）及び「平成23年産稲から生じるもみがら及び稲わらの取扱いについて」（平成23年9月30日付け23生産第4680号、23消安第3505号農林水産省生産局農産部穀物課長、農業環境対策課長、畜産部畜産振興課長及び消費・安全局農産安全管理課長連名通知）に基づいてモニタリング調査を実施し、用途毎の暫定許容値以下であることを確認した上で、飼料、土壌改良資材及び家畜用敷料に利用するようご指導いただいているところです。

平成23年12月16日に、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の原子炉が冷温停止に至ったことが公表されたところであり、放射性物質の新たな拡散は抑制されていると考えられるものの、平成22年産であって、平成23年にほ場から収集された稲わらから高濃度の放射性セシウムが検出された事例が広範囲で報告された経過等を踏まえて、念のため、平成23年産稲から生じる稲わらのうち平成24年にほ場から収集する稲わら（以下「24年収集稲わら」という。）の利用、流通（以下「利用等」という。）についても慎重に対応することとします。

つきましては、貴局管内の下記1の各県に対して、下記のとおり対応いただくよう、貴職からご指導をお願いします。

なお、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（平成23年8月5日原子力損害賠償紛争審査会公表）では、農林水産物の出荷、作付けその他の生産・製造及び流通に関する制限等について、政府が本件事故に関して行う指示等に伴う損害は賠償の対象とされていますので併せて周知をお願いします。

### 記

- 1 本通知の対象となる県は、岩手、宮城、福島、栃木、茨城の5県（平成23年に「放射性セシウムを含む飼料の暫定許容値の見直しについて」（平成24年2月3日付け23消安第5339号、23生畜第2300号、23水推第947号農林水産省消費・安全局長、生産局長及び水産庁長官連名通知）により改正される以前の飼料の暫定許容値を超える稲わらが生産された県）とする。

- 2 上記の5県においては、耕種農家、畜産農家、飼料生産者、飼料販売者その他飼料を取り扱う者に対して、24年収集稲わらの飼料や土壌改良資材等としての利用等を自粛するよう要請すること。
- 3 上記5県内で生産された24年収集稲わらの飼料や土壌改良資材等としての利用等は、収集した稲わらの生産ロット毎（原則として、生産者毎）に個別に放射性セシウムの検査を実施し、飼料の新たな暫定許容値や土壌改良資材の暫定許容値等以下であることが確認された場合に限り、利用等の自粛を解除すること。
- 4 各県は、3により実施した24年収集稲わらの検査の状況を農政局に報告すること。